

条例に盛り込みたい事項

（第４・５回会議ワークショップ，第６回会議全体会で委員から出された意見）

《凡例》

上段：条例に盛り込みたい具体的事項

下段：条例に盛り込みたい事項を考える上での留意点等

- ＜全般について＞
- ・ シンプルに分かりやすく。
 - ・ 条例として，具体的，規制的な内容を入れる。
 - ・ インパクトのある条例を！
 - ・ この条例は最高規範の条例であるが，抽象的であり具体性がない。できるだけ具体的な文言が必要である。
 - ・ 前例にないものを嫌がらないで！
 - ・ 枠を外れたような「ドロくさい」条例であって欲しい。
 - ・ 市民の条例を理解していただく為に，分かりやすい言葉を入れる。
 - ・ 日常的に条例を市民が理解するための啓発を
 - ・ 市が一部の人たちの物ではないということを押さえておく必要がある。

前 文

自治の歩み

- 宇都宮市の歴史，成長してきた道のり，伝統

宇都宮市の特色

- 宇都宮市の自然環境
- 施設，福祉
- 宇都宮市の良さ（社会的，人情的，文化的）
- みんなが誇れるもの，共有できるもの

郷 土 愛

自治基本条例が必要になった背景

- ・ 中核市として開かれた都市を目指す。
- ・ 地方分権により財源不足もあり市民と共に汗をかく条例
- ・ 二荒の森は市民の心のよりどころ
- ・ 少子，高齢の社会を生きる
- ・ 少子高齢化の進む厳しい世の中であるが，こうすれば必ずできるという明るい展望を謳って欲しい。
- ・ 都市規模等について謳い込んだらどうか。
- ・ 全体を網羅したキャッチフレーズをイメージとして持っておくと良いのではないか。

総 則

目 的

- 自治の理念の明確化
- 地方自治の確立
- 住民自治の構築
- 市を構築するすべての人，団体，企業，行政のルール

定 義

- 自治
- 市民等（未成年者，外国人，高齢者）
- 協働（参加・参画）
- 地域活動団体（自治会，地域まちづくり組織）
- 企業（事業者）

位置付け

- 自治基本条例の趣旨の尊重
- 最高規範性（全ての条例の上位に位置するもの）
- 自治基本条例の不断の見直し

- ・ 合意形成のルール
- ・ 市政の方針，指針をつくる。
- ・ まちづくりにおける地域全体としての意思決定を明確にする。
- ・ みんなが尊重すべき約束事
- ・ 条例の内容を規範性のあるものとすべき。
- ・ 地方自治，地域自治，地区自治，コミュニティ自治のそれぞれの範囲を明示できるか。

自治の
基本理念・
基本原則

自治の基本理念

（抽象的）

（具体的）

- 優しさ
- 人と人との絆
- 自己実現
- 市民満足度の向上

- 地方分権の推進，自立した自治の確立

- 健康で，
- ころこの
- ふれあう
- 明るい

まち
づくり

- 「住みたい・住んで良かった“いやし”を求められる宇都宮市」・文化都市

- 地域の対外的競争力の確保

- 子どもの健全な成長
- 福祉のまちづくり
- 子ども，高齢者，障がい者を尊重するまちづくり

- 安全・安心なまちづくり（住環，防犯，防災）

- なんでも言えるまちづくり
- 環境保全，共生
- 産業調和，地域間調和

- 就学，労働，老後など年代毎に市内ですべてのニーズに応えられるまちづくり

- 安心して子育てできる環境，育児教育
- 食育の必要性
- 医療，介護
- 地域で年齢を認め，それを生かせる地域活動のまち

- お年寄りが活躍できるまちづくり
- いきいき生活できるまちづくり
- 戦争，テロ，犯罪防止

- 対話場所，学校（教室）の解放

- みどりの保全
- 人口１００万都市
- 中心部のエンターテインメントの充実

- プロスポーツチームの誘致
- ベンチャー企業の育成
- 生涯学習機会の充実

- ・ 自治の理念を明確化
- ・ 市の目指すべき姿，都市像の提示
- ・ めざすまちづくりの方向性を定める。
- ・ 未来志向，未来へのビジョン
- ・ しっかりとしたビジョンの提示，それに歩み寄る市民の模範的な姿勢
- ・ 宇都宮らしさを出す。
- ・ 宇都宮の強みを打ち出す。
- ・ 市民憲章との整合性
- ・ 理想への筋道（プロセス）
- ・ 向こう三軒両隣をの精神を培う，語り合う。
- ・ 明るい展望
- ・ 公共意識を共有
- ・ 地方自治体は他自治体との「人の集積力競争」で勝てるビジョンを持っているか。
- ・ 少子高齢化問題にどう取り組むのか，具体策

自治の基本原則

住民自治

- 住民自治の確立
- 自治意識の確立

人権尊重

- 基本的人権の尊重
- 男女の個性尊重
- プライバシーの尊重
- 権利保障
- 人権の尊重を重んずる教育
- 発言の自由

市民協働

情報共有

（→詳細は「市政運営のしくみ」）

人づくり

- 自立した市民の育成
- 市民力の向上
- 住民の学習
- 人づくりビジョンの徹底
- 健全な人づくり
- 家庭内の教育の推進
- 自治を大切にする学校教育

権利・義務

- 市民の権利・義務の確立

- ・ 市民自治を最上位に置くことによって，自治基本条例の価値が決まる。
- ・ 人々の意識を前向きに
- ・ 団体自治は，その（団体の）レベルによって，シビル・ミニマムの範囲は異なる。
- ・ 一人一人が大切にされ，一人一人の違いが尊重され，活かされるシステム
- ・ 教育が一人ひとりの幸せに結びつくことを，教育の基本理念として掲げる。
- ・ 法律によって認められたものより，暮らしの中からの権利を吸い上げる。
- ・ 自分達のまちは自分達で作る意識を持って。
- ・ 自分の住む地域に市民が自己責任を持つ。
- ・ 市民の参加しやすい市政づくり
- ・ ソフト面の指導者の養成も行う必要がある。
- ・ 自立した市民をどう育成するか，教育についての考え方を明示する。
- ・ 地域環境と，個人，家庭，地域，企業，行政

（自治の基本原則は，自治の基本理念を実現するための手段）

